

警報発令時の対応について

学校長

気象庁より警報が発令された場合の措置として、次のとおり対応します。

ご承知おきください。

午前6時の時点

中野区・渋谷区・新宿区・杉並区のいずれかの区に大雨警報、暴風警報および大雪警報が発令されている場合、午前8時まで自宅待機とします。上記4つの区のうちいずれにも大雨警報、暴風警報および大雪警報が出ていない場合は、朝から通常授業とします。(洪水、高潮、波浪警報は、除きます)

午前8時の時点

中野区・渋谷区・新宿区・杉並区のいずれかの区に大雨警報、暴風警報および大雪警報が発令されている場合、午前10時まで自宅待機とします。解除されている場合は、3時間目から通常授業とします。

午前10時の時点

中野区・渋谷区・新宿区・杉並区のいずれかの区に大雨警報、暴風警報および大雪警報が発令されている場合、臨時休校とします(生徒は登校禁止)。解除されている場合は、5時間目から通常授業とします。

なお、上記4区に大雨警報、暴風警報および大雪警報が発令されていないときでも、各自の居住地に大雨警報、暴風警報および大雪警報が発令されている場合、あるいはその他の理由により、通学に危険が予想される場合は、無理に登校させないようにしてください(欠席扱いにはいたしません)。

その場合は、通常の欠席と同様に、当日の朝に学校までご連絡のうえ、生徒手帳にその旨をご記入いただき、翌日以降に担任にご提出ください。